

日本郵便株式会社 令和6事業年度事業計画認可の際の要請事項

1 中期経営計画の見直しに併せて、収益の抜本的な改善策をとりまとめ、複数年の収支見通しとともに報告すること。さらに、中間決算の結果を踏まえ、具体的な改善策の進捗状況と最新の収支見通しについて報告すること。

2 リアルな拠点を通じた公共の福祉への貢献といった公的役割を踏まえ、ユニバーサルサービスをあまねく全国で確実に提供し、郵便・物流サービスのスピードと質の向上並びにかんぽ生命商品の営業の推進、地域住民のニーズに応えた商品の提供及び郵便局の地域拠点としての活用に努めること。

ユニバーサルサービスの維持のため、利便性・付加価値の高いサービスの開発・提供などを適切に実施し、収益力を強化すること。

3 我が国全体として「コストカット型経済」から脱却し、持続的な賃上げや活発な投資がけん引する「成長型経済」への変革を目指している中、適切な価格転嫁等の取組を継続しつつ、必要なサービス提供条件の見直しに加え、抜本的な DX や利便性・付加価値の高いサービスの開発・提供などに取り組み、より一層の収益力向上を図ること。

郵便料金をはじめとするサービス提供条件の見直しに際しては利用者に十分周知し混乱が生じないようにすること。

4 委託先企業との価格交渉や価格転嫁について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿って積極的に協議・相談に応じ、適正な条件での契約により業務を実施するとともに、社員の勤務環境の改善に努めること。

また、いわゆる「2024 年問題」を含め、郵便・物流に関わる要員不足の問題に対応するため、現場の勤務環境に配慮しつつ、他の物流事業者との協業や適正な要員配置等により、郵便・物流サービスの確実な提供に支障が生じないよう、体制の構築に取り組むこと。

5 郵便局ネットワークを活用し、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）の改正により取扱可能となったマイナンバーカードの交付等に係る事務の実施を含む、マイナンバーカードの普及・活用の促進や行政サービス窓口としての役割等、公的地域基盤と連携した公共性の高い業務や地方活性化に積極的に取り組むこと。

- 6 日本郵便が取得・保有するデータについて、個人情報の適切な取扱やセキュリティの確保を前提としつつ、緊急時の情報提供など、公的分野などでの新たな活用に向けた検討を行うこと。
- 7 デジタル田園都市国家構想の実現に資する取組等のデジタル社会の進展に向けた取組を推進するとともに、共通 ID によるサービス連携等のグループ内のデータ活用や窓口業務の DX による利用者利便の向上と収益力の強化を図ること。
- 8 障害者雇用、女性の活躍推進及び男性育休取得の更なる推進等のワークライフバランスの確保等のダイバーシティの推進や「2050 年カーボンニュートラル実現」に向けた環境問題への取組等を積極的に実施すること。
- 9 グループ各社と連携しつつ、横領等の不祥事案が依然として発生していることを踏まえ、再発防止策の徹底等により、国民・利用者の信頼の確保及びコンプライアンスの徹底に努めること。
- 10 令和 6 年能登半島地震を受けて休止中の窓口や停止中のサービスの再開に取り組み、被災者の生活と生業支援に貢献するとともに、今後へ向けた対応として、平時から郵便・物流に係る基礎的な情報のシステム化を進め、発災時における標準的な初期対応及び利用者にとって迅速かつ分かりやすい情報発信の在り方について整理を行うこと。また、感染症流行時や災害時の対応、サイバーセキュリティ対策等を適切に行い、グループ全体の業務継続の確保に努めること。
- 11 国際郵便の輸送力の安定的な確保や税関当局との連携の維持・強化を推進するとともに、他の事業者と積極的に連携するなどして収益拡大を図りつつ、引き続き国際郵便サービスの安定的かつ円滑な提供を図ること。